平成２２年（フ）第４８号
山口県周南市大字大島575番地
債務者　兼重　順子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１５８号
東京都杉並区高井戸西３丁目16番10号ハウス34　103
債務者　原　小夜子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２２号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地２―４―401
債務者　鈴木　和樹
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２５９号
東京都立川市砂川町８丁目77番地の10ファミネス上台202号
債務者　梅村　静子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６３号
東京都八王子市打越町1539番地80
債務者　金子　幸夫
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７２号
東京都清瀬市旭が丘５丁目２番６―303号
債務者　山崎　　眞
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８１号
東京都西東京市柳沢６丁目11番３号王京パレスＮｏ．９　201号
債務者　田口　真弓
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８９３号
静岡市清水区西久保408番地の１　コンビスタＫ302号、旧住所静岡市駿河区小黒３丁目７―23　フォーブル御幸101
債務者　藤浦　愛子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９２７号
静岡県静岡市駿河区丸子6271番地の22
債務者　松村　龍彦
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３号
静岡市葵区両替町１丁目４―８　メゾンドルフ601号、住民票上の住所静岡市葵区伊呂波町１番28号
債務者　安間　久枝
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０３号
静岡市葵区銭座町99番地の２　するがブライトンⅡ204号
債務者　毛利友妃子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１号
静岡県島田市東町1575番地の２
債務者　塩田　恵治
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２号
静岡県島田市東町1575番地の２
債務者　塩田　敬子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１１号
静岡県藤枝市藤枝５丁目12番32号
債務者　寺田八千代
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８号
沖縄県沖縄市山内４丁目３番Ｂ―105号　山内市営住宅
債務者　玉城　美清（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部